

## 社会福祉法人福井県聴覚障がい者協会定款細則役員報酬抜粋

(評議員選任・解任委員の報酬)

第16条 定款第6条の規定に基づき、報酬を支給することができる。

名称	金額	旅費・費用弁済額
評議員選任・解任 委員会出席報酬	4時間以内 5,000円	実費相当
	4時間以上 10,000円	

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

(評議員の報酬)

第17条 定款第8条の規定に基づき、評議員に対する報酬は無報酬とする。ただし、費用弁済分については報酬等に含まれない。評議員の交通費は、その実費を必要の都度、通貨をもって本人に支払うことができるものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(理事の報酬)

第18条 定款第21条の規定に基づき、報酬を支給することができる。

名称	金額	旅費・費用弁済額
理事会出席報酬	日額 5,000円	実費相当

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

(監事の報酬)

第21条 定款第21条の規定に基づき、報酬を支給することができる。

名称	金額	旅費・費用弁済額
監事監査指導報酬	日額 5,000円	実費相当

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。